

## 「九州電力グループ行動憲章」新旧比較表

旧 憲 章	新 憲 章	備 考
<p style="text-align: center;"><b>九州電力企業行動憲章</b></p> <p>当社は、電気を安定的に供給し、地域社会に貢献するという使命を達成するため、全社一丸となり、強い意志と責任感をもって業務に邁進しております。</p> <p>また、当社は公益事業としての強い自覚のもとに、誠実かつ公正な事業運営を展開することにより、地域の皆さまとの厚い信頼関係の構築に努めております。</p> <p>このような事業活動を更に推進するため、ここに「九州電力企業行動憲章」を制定するものであります。</p> <p>1 電気の安定供給 エネルギー供給の根幹を担う電気事業の使命を自覚し、低廉で良質な電気の安定供給とサービスの向上に努める。( 1 )</p> <p>2 安全の確保 電気事業の推進に当たっては、安全意識の高揚に努め、公衆安全及び作業従事者の安全の確保を最優先する。( 3 )</p> <p>3 環境保全 地球環境問題、資源のリサイクルなど幅広い視野に立って、事業活動全般にわたり環境保全に取り組む。( 5 )</p> <p>4 地域社会への貢献 地域の経済・文化の発展が当社事業の基盤であることを認識し、地域振興支援活動を積極的に推進するとともに、メセナ活動などを展開し、地域社会へ貢献する。( 6 )</p> <p>5 コミュニケーション活動 地域のお客さま、株主の皆さまに対し、当社の経営状況について積極的かつ公正な情報の開示を行うとともに、広聴・広報活動を一層充実強化するなど、広く社会とのコミュニケーションを図る。( 4 )</p> <p>6 誠実かつ公正な事業活動 人権の尊重と倫理観の涵養に努めるとともに、政治・行政との健全かつ正常な関係を保つなど、誠実かつ公正な事業活動を遂行する。( 2 )</p> <p>7 明朗な企業風土づくりの推進 従業員のゆとりと豊かさを実現し、快適で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。( 7 )</p> <p>8 法令遵守 法令やルールを遵守することはもとより、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。( 9 )</p> <p>9 本憲章の精神の徹底 経営トップをはじめ各組織の責任者は、自らの役割として本憲章の精神の徹底に努める。 法令違反その他本憲章に反するような事態が発生した場合は、経営トップ自ら問題解決に当たり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にしたうえで自らを含めて厳正な処分を行う。( 10 )</p> <p style="text-align: right;">平成 1 0 年 2 月 2 5 日 社 長</p>	<p style="text-align: center;"><b>九州電力グループ行動憲章</b></p> <p>九州電力グループは、「お客さま」を全ての企業活動の原点として、<u>エネルギーを中核にした商品・サービスの提供を通じ、自らの企業価値を持続的に創造することにより、社会とともに発展することを目指しています。</u><sup>1</sup></p> <p>同時に、国内外を問わず人権を尊重し、<u>快適で豊かな社会の創造に貢献するため、グループ一体となった事業運営を展開しています。</u><sup>1</sup></p> <p>このような企業活動を社会の信頼と共感のもと着実に遂行するため、以下の原則に基づきコンプライアンス経営を推進してまいります。</p> <p>1 <u>お客さま満足の向上</u><sup>2</sup> お客さまにとって価値のある商品・サービスを、個人情報の保護を徹底のうえ、安全かつ確実にお届けし、お客さま満足の向上を図る。</p> <p>2 誠実かつ公正な事業活動<sup>3</sup> <u>公正、透明、自由な競争や適正な取引を行うとともに、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つなど、誠実かつ公正な事業活動を遂行する。</u></p> <p>3 安全文化の醸成<sup>4</sup> <u>社会安全確保のための設備対策や技術改善はもとより、公衆安全や作業従事者の安全確保を最優先するという「安全文化」を醸成する。</u></p> <p>4 コミュニケーション活動 <u>積極的な情報開示をはじめ、広く社会とのコミュニケーションを図り、そのニーズを的確かつ迅速に事業活動へ反映する。</u></p> <p>5 <u>環境経営の推進</u><sup>5</sup> <u>地球環境問題や循環型社会形成へ積極的に取り組み、環境経営を推進する。</u></p> <p>6 地域・社会への貢献 事業活動や社会貢献活動を通じ、地域・社会の皆さまと協力し、その発展に積極的に寄与する。</p> <p>7 明朗な企業風土づくりの推進<sup>6</sup> <u>従業員の多様性、人格、個性等を尊重し、公正な評価のもと、人材の積極的な育成・活用を行うとともに、快適で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。</u></p> <p>8 <u>国際社会との協調</u><sup>7</sup> <u>国際的な事業活動においては、国際ルールや現地法を遵守することはもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に寄与する経営を行う。</u></p> <p>9 法令遵守 法令やルールを遵守することはもとより、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。</p> <p>10 本憲章の精神の徹底と経営トップの責務<sup>8</sup> 経営トップは、<u>本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識のうえ、率先垂範するとともに、実効ある社内体制の整備</u>を行い、社内に徹底のうえ、取引先に周知する。<sup>9</sup> 法令違反その他本憲章に反するような事態が発生した場合は、経営トップ自ら問題解決に当たり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、自らを含めて厳正な処分を行う。</p> <p style="text-align: right;">平成 1 7 年 1 月 2 7 日 社 長</p>	<p>1 【持続可能な社会及び持続的な企業価値の創造】という「サステナビリティ」の考え方を明示。</p> <p>2 商品・サービスの有用性・安全性、個人情報保護といった【お客さま満足の向上】を明示。</p> <p>3 コンプライアンス経営、電力自由化を踏まえ、【公正、透明、自由な競争、適正な取引】を明示。</p> <p>4 事業活動に伴う設備事故等の防止、「安全文化の醸成」などによる【社会安全の確保】を明示。</p> <p>5 環境保全から一歩進んだ環境活動と経営を両立させるという【環境経営の推進】を明示。</p> <p>6 多様性（性別・年齢・身体的条件・国籍等）の尊重、公正な評価、人材育成・活用といった【従業員満足の向上】の視点を織り込み。</p> <p>7 海外事業展開の進展を踏まえ、【国際社会との協調】を項目立てして明示。</p> <p>8 経営トップが、率先垂範して本憲章の精神を実現するという【経営トップの責務】を明示。</p> <p>9 的確な企業統治や本憲章の精神実現に向けた【マネジメント体制の整備】を「実効ある社内体制の整備」として織り込み。</p>